

第7回 釧路市農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成27年10月30日 13:30～14:30
2. 場 所 釧路市役所 第3委員会室
3. 出席委員
- |             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|
| 1番 吉田 重喜委員  | 2番 河崎 忠委員   | 3番 田井 博行委員  |
| 4番 福西 範委員   | 5番 田井 克廣委員  | 7番 浅野 徳昭委員  |
| 8番 熊坂 隆雄委員  | 9番 野村 照明委員  | 10番 佐藤 裕司委員 |
| 11番 松下 裕幸委員 | 12番 佐藤 泰正委員 | 13番 細川 裕委員  |
| 14番 菊池 隆委員  | 15番 村上 正人委員 | 16番 松永 征明委員 |
| 18番 菊池 利治委員 | 20番 稲場 洋二委員 | 21番 成田 俊英委員 |
- (以上 18名)
4. 欠席委員
- |           |             |
|-----------|-------------|
| 6番 三木 均委員 | 19番 大坂 博文委員 |
|-----------|-------------|
- (以上 2名)
5. 参 与 者
- 農業委員会事務局  
 事務局長 坂井 和之 事務局次長 阿部 浩治 主査 秋元 公宏  
 農地業務担当員 道尾真弓 農地業務担当員 小泉真由美
- (以上 5名)
- 会議録署名委員の指名
- |             |
|-------------|
| 14番 菊池 隆委員  |
| 15番 村上 正人委員 |
- 会期決定について 平成27年10月30日(1日)
6. 議事日程
- 会務概要報告
- |        |                                       |
|--------|---------------------------------------|
| 報告第16号 | 現況証明願について(市街化区域)                      |
| 報告第17号 | 農地法第18条第6項の規定による通知について                |
| 報告第18号 | 河川敷地利用権に係る廃止届について                     |
| 報告第19号 | 農業経営証明願について                           |
| 議案第34号 | 現況証明願について                             |
| 議案第35号 | 農地法第3条の規定による許可申請について                  |
| 議案第36号 | 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について |
- (追加議案)
- |        |                                       |
|--------|---------------------------------------|
| 報告第20号 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出について               |
| 議案第36号 | 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について |

議長  
野村会長

それでは、お時間になりましたので、始めさせていただきます。  
お忙しいところお集まりいただきまして、有り難うございました。  
それではただいまより、第7回鉏路市農業委員会総会を開催致します。  
本日の出席者は18名です。議事録署名人に14番、菊池隆委員、15番、村上正人委員を指名しますので、よろしくお願い致します。  
なお、会期は本日10月30日の1日といたします。

議長  
野村会長

それでは、事務局より会務概要報告と当初議案分報告4件、追加議案1件、計5件について、お願いします。

事務局  
坂井事務局長

それでは会務を報告いたします。(別紙会務概要報告を読み上げ報告とした)

議長  
野村会長

ただいま事務局から会務概要報告がありますが、報告のあった分について何か聞きたいことはありませんか。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

それでは次の報告第16号「現況証明願」について報告して下さい。

事務局  
坂井事務局長

それでは、議案書の4ページにございます、報告第16号「現況証明願」について報告します。

登記簿上の地目が農地となっている土地について、所有権移転等の登記をしようとする場合には、農地法の許可があったことを証する許可証等を添付しなければ登記できないことになっております。

しかし、都市計画法による市街化区域内の農地の転用はあらかじめ農業委員会に所定の事項を届ければ、足りることとなっております。

今回、鉏路地区における市街化区域内の現況証明願が4件ございました。

最初に議案書5ページ表1番は、資料が6ページから8ページにございますが、公簿地目が畑になっております、市街化区域内の[ ]の1筆、[ ]㎡で、[ ]所有地について、同氏の代理人の[ ]より現況証明願があり、10月7日、事務局職員2名で現地調査を行い、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は建築済地でしたので、10月8日、会長専決により証明書の発行を行いました。

次に議案書5ページの表の2番ですが、資料は議案書、6、9、10ページで、公簿地目が牧場になっております、市街化区域内の[ ]の1筆、[ ]㎡で、[ ]所有地について、同氏の代理人[ ]より現況証明願があり、10月7日、事務局職員2名により現地調査を行い、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は雑種地でしたので、10月8日、会長専決により証明書の発行を行いました。

た。

次に議案書5ページの表の3番ですが、資料は議案書、6、11、12ページで、公簿地目が畑になっております、市街化区域内の■■■■の1筆、■■■㎡で、■■■■所有地について、同氏の代理人の■■■■より現況証明願があり、10月9日、事務局職員2名により、現地調査を行い、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は建築済地でしたので、同日10月9日、会長専決により証明書の発行を行いました。

最後に議案書5ページの表の4番ですが、資料は議案書、6、13、14ページで、公簿地目が畑になっております、市街化区域内の■■■■の1筆、■■■㎡で、■■■■所有地について、同氏の代理人、■■■■より現況証明願があり、10月20日、事務局職員2名により現地調査を行い、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は建築済地でしたので、10月22日、会長専決により証明書の発行を行いました。

以上、4件の市街化区域内の「現況証明願」について報告致します。

議長  
野村会長

ただいま事務局から説明がありました、報告第16号「現況証明願」について質問等を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、次に、報告第17号「農地法第18条第6項の規定による通知」について報告して下さい。

事務局  
坂井事務局長

報告第17号「農地法第18条第6項の規定による通知」について報告します。  
農地法第18条第6項の規定は、農地の賃貸借において合意解約した場合は、賃貸人、賃借人の当事者は、その旨、農業委員会に通知することになっております。  
今回、音別地区で2件の届出がありましたので報告します。

議案書15ページとなります。

議案書16ページの表の1番、資料は17ページから20ページになります、■■■■の内、他11筆、■■■■㎡の農地を貸主の所有者である■■■■と、借主の■■■■との賃貸借について、平成27年10月9日に合意解約し、同日に通知がありました。

次に議案書16ページの表の2番、資料は17ページと21ページになります、■■■■、他2筆、■■■■㎡の農地を貸主の所有者である■■■■と、借主の■■■■との賃貸借について、平成27年10月20日に合意解約し、同日に通知がありました。

以上2件報告致します。

議長  
野村会長

ただいま事務局から説明がありました報告第17号「農地法第18条第6項の規定

による通知」について質問等を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、次に報告第18号「河川敷地利用権に係る廃止届」について事務局より報告してください。

事務局  
坂井事務局長

それでは、22ページになります、報告第18号「河川敷地利用権に係る廃止届」について報告致します。

河川敷地の占有者は、占有している河川敷地を使用しなくなった場合は、北海道知事に廃止届を提出することとなっております。

今回、阿寒地区で1件の廃止届の提出があり、北海道知事より受理通知があったので報告致します。

資料が23ページから28ページになります。

23ページ表1番の、[ ]が占有していた阿寒川の河川敷地、[ ]  
[ ]外2件、[ ]㎡を、本人死亡による相続人の[ ]が経営規模見直しにより、占有しているすべての河川敷地の利用権の廃止をしたものであります。

以上、1件の河川敷地利用権に係る廃止届について報告致します。

議長  
野村会長

ただいま事務局から説明がありました、報告第18号「河川敷地利用権に係る廃止届」について、質問、意見を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、次に報告第19号「農業経営証明願」について、事務局より報告してください。

事務局  
坂井事務局長

それでは議案書29ページになります、報告第19号「農業経営証明願」について報告致します。

今回、農業経営証明願は、阿寒地区から3件の申請がありました。

議案書30ページの別表の1番から3番について、ご説明致します。

1番、[ ]の[ ]から、外国人技能実習生制度の活用のため、農業者である旨の証明書を当該事業の斡旋業者へ提出するために、平成27年10月14日に申請があり、農地基本台帳により農業経営を行っていることを確認し、同日に会長専決により証明書の発行を行いました。

同じく表2番の[ ]の[ ]、表3番の[ ]  
[ ]の[ ]氏についても1番と同様の理由により平成27年10月1

4日に申請があり、農地基本台帳により農業経営を行っていることを確認し、同日に会長専決により証明書の発行を行いました。

以上の3件の農業経営証明願につきまして、報告いたします。

議長

野村会長

ただいま事務局から説明がありました、報告第19号「農業経営証明願」について、質問等を求めます。

委員

菊池隆委員

農業経営証明は、外国人技能実習生制度を活用する時に毎回必要なのか。

事務局

坂井事務局長

次回調べて回答いたします。

議長

野村会長

その他質問、意見はございませんか。

委員

委員一同

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、次に、追加議案書にある報告第20号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について報告して下さい。

事務局

阿部次長

それでは、追加議案書1ページ目の報告第20号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について報告致します。

平成21年12月15日の農地法改正により、相続などで農地の権利を取得した者は、農地法第3条の3第1項の規定に基づき、その旨を農業委員会に届け出なければなりません。

今回、鉏路地区で1件の届出がありました。

議案書2ページ目の表の1番ですが、被相続人、                    が所有していた                      
                    、他4筆、合計                    ㎡の農用地を、相続人、                    が、平成25年6月10日、相続により所有権を取得したことにより、平成27年10月6日に本人よりその旨の届出があり、平成27年10月14日、会長専決により受理書を発行致しました。

以上1件報告致します。

議長

野村会長

ただいま事務局から説明がありました、報告第20号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について質問等を求めます。

委員

委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、続いて、議案の審議にはいります。  
それでは議案第34号「現況証明願」について事務局より提案してください。

事務局  
坂井事務局長

それでは、議案書の31ページでございます、議案第34号「現況証明願」について提案致します。

登記の申請をする場合には、次に掲げる情報を、その申請情報と併せて登記所に提供しなければなりません。

権利に関する登記を申請するときは、登記原因について第三者の許可、同意又は承諾を要するときは、当該第三者が許可し、同意し、又は承諾したことを証する情報が必要となります。

今回、阿寒地区から1件、音別地区から2件の計3件の現況証明願の申請がありましたのでご提案致します。

議案書32ページでございます表の1番ですが、資料は33ページ、34ページでございます。

当該土地は、農振区域内白地の公簿地目が牧場である、  
、他1筆、合計の土地で、所有者であります、から、現況証明願がありましたので、平成27年10月20日、阿寒地区の農業委員3名と事務局職員2名により現地調査を実施した結果、利用状況は農地採草放牧地以外の雑種地であると確認を致しました。

議案書32ページの表2番は、資料は35、36ページでございます。

当該土地は、農振区域外の公簿地目が畑及び原野である、  
の他2筆、の土地で、所有者であります、から、現況証明願がありましたので、平成27年10月16日、音別地区の農業委員6名と事務局職員3名により、現地調査を実施した結果、利用状況は農地採草放牧地以外の原野であると確認を致しました。

次に議案書32ページの表3番は、資料は35ページ、37ページでございます。

当該土地は、農振区域外の公簿地目が原野である、  
、他1筆、 $\text{m}^2$ の土地で、所有者であります、から、現況証明願がありましたので、平成27年10月16日、音別地区の農業委員6名と事務局職員3名により、現地調査を実施した結果、利用状況は農地採草放牧地以外の原野であると確認を致しました。

以上、3件の現況証明書の発給について、ご審議を頂きたくご提案致します。

議長  
野村会長

ただいま事務局から「現況証明願」について説明がありましたが、現地調査結果について3件の調査委員長から各報告を受け、そのあと一括して審議致します。

まず、阿寒地区の熊坂委員長から報告をお願いします。

委員  
熊坂委員

申請のあった1番の土地は、  
、他1筆、公簿地目が牧場となっている、合計 $\text{m}^2$ の土地で、農振地域内白地となっております。

所有者であります、から、現況証明願の提出があり、平成27年10月

20日に、阿寒地区農業委員3名、事務局2名で現地調査を行った結果、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は雑種地であることを確認致しました。

以上、報告致しますので、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長  
野村会長

熊坂委員、ありがとうございました。  
次に音別地区2件を、吉田委員長、報告をお願いします。

委員  
吉田委員

2番について、調査報告いたします。

願出のあった土地は、[ ]、面積 [ ] m<sup>2</sup>と、[ ]、面積 [ ] m<sup>2</sup>と、60番地、面積 [ ] m<sup>2</sup>の3筆で、公簿地目が畑と原野となっており、土地の所有者、申請者ともに [ ] より、現況証明願いの提出がありました。

調査日は平成27年10月16日、音別地区委員6名及び事務局職員3名において現地調査を実施し、該当地は農地採草放牧地以外で、利用状況は原野であることを確認いたしました。

続いて番号3番は、[ ]、面積 [ ] m<sup>2</sup>と、[ ]、面積 [ ] m<sup>2</sup>の2筆で、公簿地目が原野となっており、所有者、申請者ともに [ ] より、現況証明願いの提出がありました。

調査日と調査委員は先程と同じとなりますので省略します。

該当地は農地採草放牧地以外で、利用状況は原野であることを確認いたしました。

以上、現況証明願の現地調査結果について報告をいたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長  
野村会長

吉田委員、ありがとうございました。  
それでは、議案第34号「現況証明願」の1番、2番、3番について一括審議します。  
質問、意見を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。  
議案第34号「現況証明願」の1番、2番、3番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長  
野村会長

総数と認め、議案第34号「現況証明願」の1番、2番、3番については原案のとおり決定いたします。  
次に、議案第35号「農地法第3条の規定による許可申請」について審議致します。

事務局より提案して下さい。

事務局  
阿部次長

それでは、議案書38ページ目でございます、議案第35号「農地法第3条の規定による許可申請」について提案致します。

農地法第3条の規定により、農地の売買で所有権移転をする場合や農地の貸借で権利を設定する場合、当事者は農業委員会の許可を受けることになっております。

今回、阿寒地区で1件、音別地区で1件の許可申請がありました。

お手元に配布致しております、農地法第3条調査書も併せてご覧下さい。

議案書39ページの表の1番は、資料が議案書の41、42ページでございますが、  
[ ]の1筆、[ ]㎡の国有地を、[ ]が  
[ ]から取得するものであります。

この件につきましては、春先から[ ]とやり取りをしております、現況地目の認定及び評価について参考意見を求められ、阿寒地区で調査委員会を開催し、現地調査の上、回答しておりますが、[ ]では[ ]のうち航空写真上の計測で求めた[ ]㎡を採草放牧地として分けて考えるということで、小数点以下の端数が付いております。

残りの部分は湿地であり、現況原野と考えられます。

議案書40ページの表の2番は、資料が議案書の43から52ページでございますが、[ ]が所有する[ ]、他43筆、合計[ ]㎡の農用地について、ご子息の[ ]に経営を移譲するため使用貸借を行うものであります。

以上、2件の「農地法第3条の規定による許可申請」について、ご審議を頂きたい、ご提案を致します。

議長  
野村会長

ただいま事務局から提案のありました「農地法第3条の規定による許可申請」の1番について、調査委員長の松下委員に報告を求めます。

委員  
松下委員

議案第35号の1番の農地法第3条の規定による許可申請について報告致します。

1番の申請の内容は、[ ]の所有地に隣接した国有地について、釧路財務事務所から中山氏に、売買による所有権移転を行うものです。

この件については、平成27年4月17日、阿寒地区農業委員5名及び事務局3名で現地調査を行った結果、[ ]㎡のうち[ ]㎡を採草放牧地、その他は農用地として使用できない原野であると判断しました。

当該農用地については、今後、農用地として適正に利用、管理されるものと認められ、農地法の第3条の許可要件をすべて満たしておりますことから、許可相当という結論となりました。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長  
野村会長

それでは、1番について審議します。  
質問、意見を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

「農地法第3条の規定による許可申請」の1番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長  
野村会長

総数と認め、「農地法第3条の規定による許可申請」の1番については原案のとおり決定いたします。

次に2番について、調査委員長の村上委員に報告を求めます。

委員  
村上委員

議案第35号の2番について、調査報告いたします。

平成27年8月18日、音別地区農業委員4名及び事務局2名により現地調査及び協議を行いました。

申請の内容は[ ]の所有地を使用貸借により、子である[ ]に貸付して経営移譲するものであり、農地法第3条の許可要件のすべてを満たしておりますことから、許可相当という結論となりましたので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長  
野村会長

それでは、2番について審議します。

質問、意見を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

「農地法第3条の規定による許可申請」の2番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長  
野村会長

総数と認め、「農地法第3条の規定による許可申請」の2番については原案のとおり決定いたします。

次に、議案第36号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について審議致します。

事務局より提案して下さい。

それでは、議案書の53ページ目にございます、議案第36号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について説明致します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市町村は、農業委員会の決定を経て、農用地の利用集積計画を定めることになっております。

今回は、議案書の他に追加議案書にも案件がございますので、お手数ですが、議案書と追加議案書を合わせてご覧下さい。

今回、釧路地区で17件、音別地区で3件の許可申請がありました。

お手元に配布しております「農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書」も併せてご覧下さい。

まず始めに、議案書の54ページ表の1番ですが、資料が議案書の60ページ、61ページにございます、                    が所有する、                    、他2筆、合計                    ㎡の農地について、                    に年間                    円、期間は5年で賃貸借による利用権を設定致しました。

次に、議案書の54ページ表の2番ですが、資料が議案書の60ページ、62ページにございます、                    が所有する、                    、他1筆、合計                    ㎡の農地について、                    に年間                    円、期間は5年で賃貸借による利用権を設定致しました。

次に、議案書の54ページ表の3番ですが、資料が議案書の60ページ、63ページにございます、                    が所有する、                    の1筆、                    ㎡の農地について、                    に年間                    円、期間は5年で賃貸借による利用権を設定致しました。

次に、議案書の55ページ表の4番ですが、資料が議案書の64ページ、65ページにございます、                    が所有する、                    、他1筆、合計                    ㎡の農地について、                    に年間                    円、期間は5年で賃貸借による利用権を設定致しました。

次に、議案書の55ページ表の5番ですが、資料が議案書の64ページ、66ページにございます、                    が所有する、                    、他3筆、合計                    ㎡の農地について、                    に年間                    円、期間は5年で賃貸借による利用権を設定致しました。

次に、議案書の55ページ表の6番ですが、資料が議案書の67ページ、68ページにございます、                    が所有する、                    の1筆、                    ㎡の農地について、                    に年間                    円、期間は5年で賃貸借による利用権を設定致しました。

次に、議案書の55ページ表の7番ですが、資料が議案書の67ページ、69ページ、70ページにございます、                    が所有する、                    、他3筆、合計                    ㎡の農用地について、                    に年間                    円、期間は5年で賃貸借による利用権を設定致しました。

次に、議案書の56ページ表の8番ですが、資料が議案書の67ページ、71ページ、72ページにございます、                    が所有する、                    、他1筆、合計                    ㎡の農地について、                    に年間                    円、期間は5年で賃貸借による利用権を設定致しました。

なお、7番と8番は貸借人が同一でかつ、同じ地番の土地が含まれておりますが、貸人が同一の条件での継続を望んだため、契約内容も以前の契約を踏襲した結果、このようになったものです。

次に、議案書の56ページ表の9番ですが、資料が議案書の73ページ、74ページにございます、[ ]が所有する、[ ]の1筆、[ ]㎡の農地について、[ ]に年間 [ ]円、期間は5年で賃貸借による利用権を設定致しました。

次に、議案書の56ページ表の10番ですが、資料が議案書の73ページ、75ページ、76ページにございます、[ ]が所有する、[ ]、他1筆、合計 [ ]㎡の農地について、[ ]に年間 [ ]円、期間は5年で賃貸借による利用権を設定致しました。

次に、議案書の56ページ表の11番ですが、資料が議案書の73ページ、77ページにございます、[ ]が所有する、[ ]、他2筆、合計 [ ]㎡の農用地について、[ ]に年間 [ ]円、期間は10年で賃貸借による利用権を設定致しました。

次に、議案書の57ページ表の12番ですが、資料が議案書の73ページ、78ページにございます、[ ]が所有する、[ ]、他4筆、合計 [ ]㎡の農地について、[ ]に年間 [ ]円、期間は5年で賃貸借による利用権を設定致しました。

次に、議案書の57ページ表の13番ですが、資料が議案書の79ページから82ページにございます、[ ]が所有する、[ ]、他4筆、合計 [ ]㎡の農地について、[ ]に年間 [ ]円、期間は5年で賃貸借による利用権を設定致しました。

次に、議案書の57ページ表の14番ですが、資料が議案書の79ページ、83ページにございます、[ ]が所有する、[ ]、他5筆、合計 [ ]㎡の農用地について、[ ]に年間 [ ]円、期間は5年で賃貸借による利用権を設定致しました。

次に、議案書の58ページ表の15番ですが、資料が議案書の79ページ、84ページから86ページにございます、[ ]が所有する、[ ]、他8筆、合計 [ ]㎡の農地について、[ ]に年間 [ ]円、期間は5年で賃貸借による利用権を設定致しました。

次に、議案書の58ページ表の16番ですが、資料が議案書の79ページ、87ページにございます、[ ]が所有する、[ ]の1筆、[ ]㎡の農地について、[ ]に年間 [ ]円、期間は5年で賃貸借による利用権を設定致しました。

議案書58ページの表の17番目は、資料が88ページ、89ページにございます、[ ]が所有する、[ ]の1筆、[ ]㎡の農地について、同氏の代理人であります、[ ]と、[ ]で賃貸借契約を結んでおりますが、[ ]が[ ]に経営移譲することに伴い、賃借人を[ ]に変更して、年間 [ ]円で当初設定した平成29年2月24日まで継続するものです。

議案書59ページの表の18番目は、先ほど報告第17号「農地法第18条第6項の規定による通知」についての2番で合意解約の報告したものです。

資料が88ページ、90ページにございます、[ ]が所有する、[ ]、他2筆、合計 [ ]㎡の農地について、[ ]に年間 [ ]円、期間は10年で賃貸借による利用権を設定致しました。

次に、議案書59ページの表の19番ですが、  
が所有する、  
、他10筆、合計 m<sup>2</sup>の農用地  
について、  
へ、  
円で売買による所有権の移転を行うもので  
す。

最後に、追加議案書の4ページ目の表の20番ですが、資料は追加議案書の5ページ、6ページでございます、  
が所有する、  
、他2筆、合計 m<sup>2</sup>の農地について、  
に年間  
円、期間は5年で賃貸借による利用権を設定致しました。

この件については、資料の図面について補足説明がございます。

旧釧路市は地籍調査が入っておりませんが、特に、この旧阿寒町との境界より南側の国道240号線を中心にしたエリアは、法務局の公図と航空写真による実測値に著しいズレが生じておりまして、事務局の図面は、資産税課と事務局が過去に得た情報を元に、一部修正を加えており、総会に諮る際もできるだけ実際に近い形の図面を使用しておりますが、この20番の対象地については、公図も事務局の図面も不完全でありますことから、法務局の公図をそのまま使用しました。

以上、20件の農用地利用集積計画について、ご審議を頂きたい、ご提案致します。

議長  
野村会長

それでは、ただいま事務局から提案のありました農用地の利用集積計画の審議に入りますが、6番につきましては  
が、12番については  
が議事参与の制限を受けますので、6番、12番、残り一括の順で審議することと致します。

まず、6番を審議しますので、  
は退室して下さい。

(  
退室)

議長  
野村会長

それでは6番について、審議致します。  
質問、意見を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第36号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の6番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長  
野村会長

総数と認め、議案第36号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の6番については原案のとおり決定いたします。

は、入室して下さい

( 入室)

議長  
野村会長

6番につきましては、原案のとおり決定致しました。  
次に、12番を審議しますので、 は退室して下さい。

( 退室)

議長  
野村会長

それでは12番について、審議致します。  
質問、意見を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。  
議案第36号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の12番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長  
野村会長

総数と認め、議案第36号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の12番については原案のとおり決定いたします。  
 は、入室して下さい

( 入室)

議長  
野村会長

12番につきましては、原案のとおり決定致しました。  
次に、6番と12番以外について審議致します。  
質問、意見を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。  
議案第36号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の1番から5番、7番から11番、13番から20番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長  
野村会長

総数と認め、議案第36号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の1番から5番、7番から11番、13番から20番については原案のとおり決定いたします。

これで、本日の議案等は全て終了しました。

事務局より連絡事項他があれば、お願いします。

以上会議の顛末を記載し、真正であることを認めます。

平成27年10月30日

議長 野村 照、明

署名委員 菊池 隆

署名委員 村上 正人